

別紙6 化学物質の濃度測定実施要領

室内空气中の化学物質の濃度測定の実施に当たっては、「日本住宅性能表示基準（令和3年12月1日消費者庁・国土交通省告示第1号）」「評価方法基準（令和3年12月1日国土交通省告示第1487号）及び以下に示す内容で実施する。また、特定測定物質の値は、厚生労働省が示す室内濃度指針値による。

【測定物質】

- ・日本住宅性能表示基準に基づく特定測定物質のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの5物質とする。

【採取条件及び測定方法】

- ・評価方法基準に基づく採取条件及び測定方法とする。

【測定対象及び測定箇所数】

建設戸数の10%以上の住戸かつ、全住戸タイプ（仕上げ・下地の仕様が異なる場合はそれぞれを対象とする。）毎に各住戸2室以上の居室とコミュニティルーム内1カ所を測定すること。

なお、測定する住戸・居室は市と協議して決定するものとする。（日照の多い南側の居室を原則とする。）

【報告書の作成】

測定終了後速やかに以下を作成し、ファイル綴じのうえ提出すること。

- ・測定記録（日時、天候、気温及び室温、測定箇所、室内仕上材（床・壁・天井）、測定会社などを記載する。）
- ・採取機器の設置状況写真（測定記録と対応させること。）
- ・分析機関から送付された測定濃度結果報告書

【測定後の対処】

分析の結果、室内濃度指針値を超えた場合は、濃度低減の方法や再測定の可否について、市と協議のうえ適切に対処すること。